

令和3年4月

組 合 員 各 位

丹後織物工業組合

## 令和3年度京都府伝統産業生産基盤支援事業費補助金の募集について

京都府による府指定の伝統産業に係る生産設備の新設・更新、改修に対し、その費用の一部について助成する標記補助金制度が今年度も実施されます。同事業は、伝統産業の維持また事業継承を進め、さらには新たな事業展開に向けての必要な生産基盤整備へ支援いただくものです。

当制度をご活用の方は、申請書受付期限までに組合本部へ申請書類一式をご持参いただきますようお願い申し上げます。(募集要項をよくご確認の上、お申し込みください。)

### 記

#### 1 支援（助成）対象となる事業及び対象経費

補助金交付決定日以降の日（ただし、事前着手届を提出の申請者は、事前着手予定日以降の日）から令和4年1月14日までに事業が完了（支払い含む）する以下のいずれかの事業で、補助対象となる経費（本体価格）が30万円以上の事業。

##### ① 設備の更新又は改修等

織機、ジャカード、コントローラー、機枠え、関連設備（燃糸機、管巻機等）の更新、改修等にかかる費用の他、部品の購入に係る費用（ストック用の部品・消耗品購入は対象外）

補助率：3分の1以内、補助金の上限250万円・下限10万円

##### ② 設備の新設・増設等

織機、関連設備の新設・増設、またその設置に係る費用、電子ジャカードへの変更、紋紙からダイレクトジャカードへの変更などに係る費用

###### 一 新たな雇用を伴わないもの

補助率：15%以内、補助金の上限500万円・下限10万円

###### 二 新たな雇用を伴うもの及び府の販路開拓事業等参画事業者（募集要項参照）

補助率：3分の1以内、補助金の上限500万円・下限10万円

※ 上記①・②ともに工場内の照明器具や工場建物の改修費用、管理ソフトなど生産設備等に該当しない費用は補助対象外ですのでご注意ください。また、新たな雇用を伴う設備の新設・増設を実施される方は、事前に京都府織物・機械金属振興センターへご相談ください。

##### ③ 製造に必要不可欠な伝統技術又は技法により製造するための稀少道具類の整備

※道具類（シャトル）は丹後織物工業組合からの申請となりますので、見積書発行依頼時に「丹後織物工業組合宛に発行、備考に申請される事業者名もしくは個人事業主名分を明記」していただきますようお願いいたします。《詳細はシャトルに係る申請の流れを参照ください。》

#### 2 丹後織物工業組合の推薦書について

添付書類として組合の推薦書が必要です。申請書類一式を、組合本部へご持参ください。

### 3 交付申請書の提出期限及び提出先

【提出期限】 令和3年5月25日（火） 午後5時必着

※組合推薦書発行の関係上、提出期限が早めの設定となっております

※提出期限を過ぎると推薦書の発行が間に合いません

【提出先】 丹後織物工業組合 本部 TEL 0772-68-5211

### 4 提出書類の注意事項

注1) 昨年同様、1-①（更新等）と1-②（新設等）の重複する事業は申請できませんので、どちらかを選んで申請を行ってください。

注2) 昨年同様、ストック用部品・消耗品については補助対象外です。

※シャトルについては組合が取りまとめて申請します。

注3) 見積書・請求書の明細には、消費税抜きの金額が明記されたものが必要ですので、ご注意ください。（※必ず見積書通りの金額で必ず事業をお進めください。）

注4) 設備等の更新・改修を申請される場合、実績報告書の提出にあたり事業完了を証明するものとして、すべて整備前の写真（画像）が必要ですので、必ず写真を撮影しておいてください。（例：機拵え3台を更新の場合、3台全ての写真が必要）

注5) 事業費の支払いについては、金融機関等を通じた振込（振込手数料は補助対象外です）としてください。現金払いの領収書は認められません。実績報告書の添付書類として、振込依頼書の写しなどが必要です。

※ 申請に必要な書類、また交付決定を受けた場合の注意事項、事業完了報告など詳細については、同封の資料をご覧ください。

### 5 京丹後市、与謝野町の助成事業について（府の支援制度との併用が可能）

「京丹後市製造・加工業経営革新等推進事業補助金」及び「与謝野町織物業生産基盤支援事業補助金」並びに「与謝野町織物業生産設備広幅化支援事業補助金」の支援制度を利用される方は、府の支援制度との併用が可能です。

申請に必要な添付書類、補助率等については同封の募集要項を必ずご確認ください、お申し込みください。

### 6 申請書類の作成等に係る相談窓口

組合本部（大宮町河辺3188）以外に京丹後市商工会・与謝野町商工会にて相談窓口を開設していただいておりますので、お気軽にご相談ください。

申請書様式は各相談窓口、組合の各機関にご用意しています。また、組合のホームページからもダウンロードできます。 <https://tanko.or.jp>

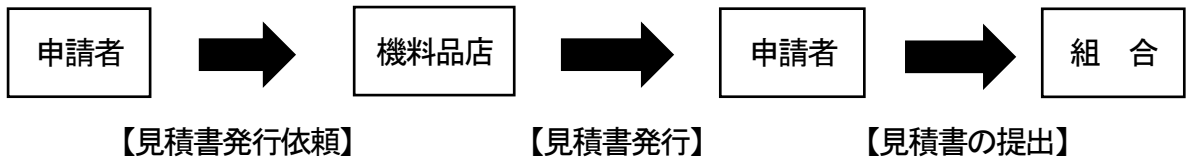
なお、申請書をご提出いただく際に、今回より推薦書に「**捻出可能な自己資金限度額**」の記入が必要ですので聴取させていただくとともに、申請者ご本人（法人は除く）の年齢確認をさせていただき、65才以上の方につきましては事業継続（概ね10年程度）の意思、後継者の有無などについて聴取させていただきますのでご了承ください。

### 7 事業完了後の報告書の提出について

補助事業の完了後（納品日、設置完了日、支払日のうち一番遅い日）30日以内又は令和4年1月31日（月）のいずれか早い日までに、実績報告書の提出が必要です。書類は補助対象者が直接、京都府織物・機械金属振興センターへご提出（郵送等）ください。

◆ 道具類（シャトル）に係る申請の流れについて

- ①機料品店に見積書の発行を依頼してください。（シャトルのみの見積書としてください）  
②見積書の提出については、下記の流れで組合へご提出ください。



見積書は申請者宛ではなく、組合宛で発行、備考に申請者名分（事業者名もしくは個人事業主名）を必ず明記してください。

見積書の明細には、本体価格と消費税の金額が明記されたものがが必要です。

③ 見積書の提出期限及び提出先

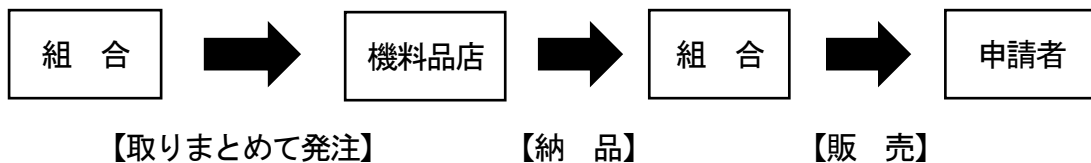
【提出期限】 令和3年5月20日（火） 午後5時必着

※提出期限を過ぎると組合の申請が間に合いません

【提出先】 丹後織物工業組合 本部 TEL 0772-68-5211

※シャトルの見積書提出期限と生産基盤補助金提出期限が異なりますのでご注意ください

- ④ 組合がシャトルの数量を取りまとめて、各機料品店へ発注し、組合が販売します。先に機料品店でご購入されると補助の対象になりませんのでご注意ください。



⑤ シャトルの販売について

組合が申請者へ販売します。

機料品店より組合に納品され次第、ご連絡させていただきます。

京都府補助金は予算の範囲内で交付決定されますので、交付決定額が3分の1を下回る場合があります。その場合でも、組合へ申請されたシャトルはすべてご購入いただきますので、ご了承ください。

また、府・町の補助金と併用される方は、販売金額については通常の価格で販売し、府より組合へ補助金が入金されましたら各申請者へ補助率分の返金をいたします。併用されない方には、交付決定された補助率に基づき計算した金額を差し引いた価格で販売いたします。

⑥ 与謝野町の助成事業との併用について

「与謝野町織物業生産基盤支援事業補助金」並びに「与謝野町織物業小規模生産基盤支援事業補助金」のいずれかの支援制度を利用される方は併用が可能です。

併用する場合、見積書は組合が発行しますので、その旨をご連絡ください。町へは、組合が発行した見積書をご提出ください。

その他ご不明な点は、組合本部へお問い合わせください。

丹後織物工業組合 本部 総務課 0772-68-5211